

小作争議調査表

No. 7

(月報番號 第九號)

(昭和九年二月分)

財團 協調會 福岡出張所

| | | | | | |
|----------------------------|---|-----------------------|------------------|------------------|---------|
| 場 所 | 浮羽郡 江南村 大字 生葉 字 高鏡 | | 終 息 | 昭和九年一月二十四日 | |
| | 關 係 人 員 | 地主 行徳 勇平 小作人 牛島 重吉 | | 關 係 地 積 | 田 一及二三歩 |
| 地 主 關 係 團 體 | 十 ノ ノ | 小作人 日農 浮羽郡 聯合會 | 關 係 團 體 | 江南村支部 | |
| 原 因 | 本年一月二十四日 庄瀬川 改修工事 爲め 白河 には 舊橋 止る 外 小作人 には 雜作科 二百円 必要 なる 爲め 交渉 したる 由。 | | | | |
| 要 求 事 項 | 土地 位置 要求 | | | | |
| 經 過 | 地主 には 三十円 餘の 雜作科 及び 解決 せしむ 折衝 あり 然し 地主 側 には 此 等 雜作科 二百五十歩 餘の 雜作科 納付 せしむ 解決 せしむ 辦法 | | | | |
| 結 果 | 雜作科 自 五十四 支給 | | | | |

備考

この地を解之 爲め 地主 には 土地 位置 要求 あり 然し 地主 側 には 此 等 雜作科 二百五十歩 餘の 雜作科 納付 せしむ 解決 せしむ 辦法

十二月十八日 小作人 聯合會 代表 爲 交渉 あり 然し 地主 側 には 此 等 雜作科 二百五十歩 餘の 雜作科 納付 せしむ 解決 せしむ 辦法

十二月二十日 第一回 調停 あり 然し 地主 側 には 此 等 雜作科 二百五十歩 餘の 雜作科 納付 せしむ 解決 せしむ 辦法

十二月二十四日 第二回 調停 あり 然し 地主 側 には 此 等 雜作科 二百五十歩 餘の 雜作科 納付 せしむ 解決 せしむ 辦法